2026 年 11月

会社の組織活力･生産性 UP を促進する

あ お ば 新 聞

No 257



〒364-0035　埼玉県北本市西高尾 6－6－1　e-mail：mado@aobaroumuoffice.com
TEL：048-592-0475　FAX：048-592-0590
編集長：栗原　翼　局長：田島 智　社主：阿久津 渉

社会保険労務士法人
あおば労務経営事務所

短時間のアルバイト･パートも社会保険加入の対象へ　～　段階的に広がる社会保険の適用基準、“会社が押さえるべきポイントとは？”　～

「ウチはいつから対象になるのか」「どの従業員が対象で、何をすればいいのか」。自社の対応が必要な時期を見極められるよう、今後の要件の拡大とそれに伴う影響を具体的に整理しました。

短時間労働者が社会保険に加入するための要件が段階的に拡大されます

来年から

適用開始年月	現在	2027 年 10 月	2029 年 10 月	2032 年 10 月	2035 年 10 月
厚生年金 被保険者数	51 人以上	36 人以上	21 人以上	11 人以上	企業規模要件 撤廃

現時点では該当していない場合でも、まずは、自社の厚生年金保険の被保険者数と、パート・アルバイトの所定労働時間を確認しておくと安心です。

対象となる短時間労働者の要件は？

次の①～③すべてが当てはまる場合は、社会保険加入の対象となります。

① 週の所定労働時間が 20 時間以上　② 学生ではない　③ 2 か月を超えて雇用される見込みがある

※ 月額 8.8 万円以上の賃金要件は 2026 年 10 月 1 日に撤廃されました。

Q＆Aで確認！　加入のルール・対象となる会社

① 特定適用事業所とは？

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は除く）の総数が上記の適用開始年月時点で基準人数以上の会社。

② ケースで確認「基準となる人数になったり、ならなかったり…」どうなる？

その月前 1 年間のうち 6 ヶ月以上、基準人数以上になっている場合に特定適用事業所になります。

例：2026 年 11 月現在　→　2025 年 11 月～2026 年 10 月の厚生年金被保険者を確認。

51 人以上になっている月が 6 ヶ月!!　⇒　**該当**

③ 人数は会社全体？支店ごと？

法人か個人事業所で異なり、それぞれの人数が基準人数を超えるかどうかにより判定されます。

法人の場合　…　法人全体で判定　　例：A 支店 21 人、B 支店 30 人⇒ 51 人 ⇒ 該当

個人事業所の場合　…　個人の場合は、支店ごとで判定。

例：A 支店 20 人⇒ 21 人　⇒　非該当　、B 支店 30 人⇒ 30 人　⇒非該当

④ 該当する見込みがある場合は？

その月前 1 年間のうち 5 ヶ月以上、基準人数以上になっていた場合、日本年金機構から事前にお知らせが届きます。その後、基準人数以上の月が 6 ヶ月になった場合、会社が届出の手続きを行います。

⑤ 一度特定適用事業所に該当したけれど、その後基準人数を下回った状態が続いたときは？

人数が減っても自動的には対象外になりません。

特定適用事業所から外れるには、被保険者の 4 分の 3 以上の同意を得て日本年金機構への届出が必要です。

個人事業所の「業種要件」も変わります

出典：厚生労働省『個人事業所で働く方への社会保険の適用について』

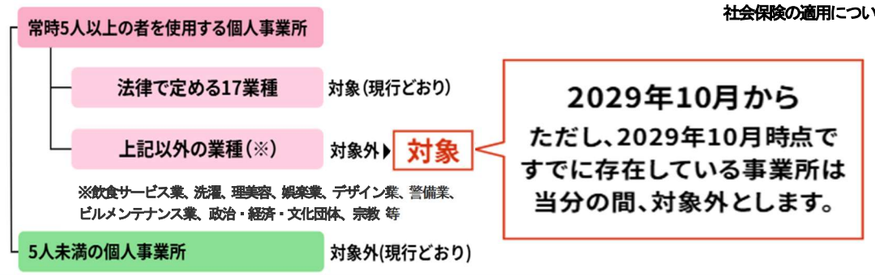

知っておきたい支援制度のご紹介

社会保険の適用拡大により、従業員の保険料負担や企業の雇用管理にも影響が生じます。そこで、企業が活用できる２つの制度をご紹介します。

● 保険料調整制度

新たに社会保険に加入する短時間労働者（標準報酬月額 12.6 万円以下）を対象に、本人が負担する社会保険料を通算３年間軽減する制度です。

会社は本人負担分の保険料について、定められた割合を一時的に追加負担します。追加負担分は、原則として３か月後の納付保険料から差し引かれるため、会社の最終的な保険料は増えません。

＜対象となる事業所＞

- 2026 年 10 月以降に“任意特定適用事業所”になった会社
- 2027 年 10 月以降に適用拡大により“特定適用事業所”となった会社

詳細はコチラ：https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hokenryochosei/keisan.html

● キャリアアップ助成金（　短時間労働者労働時間延長支援コース　）

社会保険加入日の６か月以上前から短時間で雇用している方の「労働時間を延長し」、「社会保険に加入させ」、「賃金の増額」を行った企業に助成されます。（初年度　最大 50 万円/人、次年度　最大 25 万円/人）

≪要件≫

① 社会保険加入日前１か月以内に、週の勤務時間を一定時間延長し、新たに社会保険に加入させる

② 適用拡大に伴い、社会保険加入となる人の週の勤務時間を２か月以内に一定時間延長する

申請を検討する場合、事前の対応が必要ですので、一度、あおば事務所へご相談ください。

■ あおば事務所からのお知らせ ■

■あおば事務所の臨時休業のご連絡

11 月 20 日(金)は全社員研修のため、**午後(12 時～18 時)の業務は休業**とさせていただきます。みなさまにはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。